

2月から住民税・国保税等の申告が始まります！

今年度も2月4日(月)から3月11日(月)まで、各振興会を巡回して申告受付を実施します。
なお、日程については振興会を通じての回覧や肝付町ホームページ等にて別途お知らせします。

■申告は決められた日に

税務課や町民生活課窓口に来庁し、申告をする方がいますが、窓口での申告受付は混雑し長時間待たせるだけでなく、申告以外の他のお客様の迷惑にもなります。

決められた日に都合の悪い場合は、申告予備日をご利用ください。(申告受付は休日も設定しています。)

なお、申告予備日も都合の悪い場合は、窓口で受け付けますが、確定申告(所得税)を希望する場合は、直接税務署にて申告されるか、改めて申告予備日に来庁をお願いします。

また、課税資料整理のため、申告受付開始前も受付できません。

■収支計算書は必ず記載の上ご来場下さい

農業や事業等を経営されている方は、**売上伝票や領収書等を整理・集計の上、収支計算書を作成してください。**書き方が分からない方は、領収書を種類毎に集計し、ご来場ください。(申告会場にて記載方法を指導します。)

なお、書類の不備や整理がされていない場合は受付できません。

申告当日慌てないように事前に準備しておきましょう。

■申告当日に必要なもの

① 印鑑

② 記入済みの「受付票(収支計算書)」

1月中旬頃に振興会を通じて配布します。

なお、収支計算書は農業用に作成していますので、農業以外の所得のある場合は、国税局作成の「収支内訳書(一般用、不動産所得用)」をご利用ください。(用紙は、役場税務課、町民生活課、鹿屋税務署窓口若しくは国税庁ホームページからダウンロードできます。)

③ 帳簿、売上伝票や領収書等

職員が申告会場にて、収支計算書と照らし合わせて確認しますので、整理の上ご持参ください。**肉用牛売却証明書**も忘れずにご持参ください。

所得税法の改正により、事業を営む全ての方(所得税の申告が必要ない方も含む。)は、記帳・帳簿等の保存が義務付けられています。また自家消費だけの米を作付している方も、記帳・帳簿等の保存対象になります！

④ 補助金や交付金の決定通知書

経営所得安定対策交付金等は、農業の雑収入に該当し申告が必要です。

⑤ 源泉徴収票

給与や公的年金の支払いを受けている方は、支払者から1月末日までに送付されます。

⑥ 控除証明書

国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等の支払証明書。

医療費控除については、保険金等で補てんされる金額は差し引くことになります。金額が確定していない場合は、保険金額が確定してから申告してください。

⑦ 通帳

所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要となります。

⑧ マイナンバーカード又は個人番号通知カード及び運転免許証、健康保険証等

所得税の確定申告書提出の際は、マイナンバーの記載と確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

⑨ その他

各種証明書やその他個人で申告に必要な物。(個々に必要書類が異なります。)